

第6回多賀城市子ども・子育て会議録（要約版）

□日 時 平成26年10月29日（水） 9時30分から12時

□場 所 多賀城市市民活動サポートセンター3階 大会議室

□出席者

委員：増子正会長、磯部裕子副会長、根來宣昭委員、相澤日出夫委員、河野優子委員、山本宣恵委員、服部典子委員、伊藤光子委員

事務局：片山保健福祉部次長、吉田こども福祉課長、伊藤太陽の家園長、沖井志引保育所長、平山子育てサポートセンター所長、佐藤こども福祉課長補佐、徳永こども福祉課主幹、小林こども福祉課主幹、石田こども福祉課副主幹、佐藤こども福祉課主事、
榎ぎょうせい

欠席委員：鎌田俊昭委員、川崎秀和委員、中鉢義徳委員、菊地智恵子委員、黒川恵子委員、小柳明子委員、大滝淳委員

□次 第

1 開会あいさつ

2 議事

(1) 審議事項

- ① 第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
- ③ 量の見込みと確保の方策について

3 その他

4 閉会あいさつ

1 会長あいさつ

皆さんおはようございます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日の子ども・子育て会議なのですが、今朝の河北新聞を見ておりましたら、子ども・子育て支援新制度に関連する見出しが3つほどありまして、国が少子化対策予算を早期に倍増するというようなことが、確か2面ぐらいに出ていまして、さらに県内版を見ますと、県が子育て

支援の条例をつくるということが書いてありました。知事が変わっても変わらないように、条例化するというようなことが書いてありました。あとは、今日いただいたパンフレットにある新制度の流れが書いてありまして、まさに国を挙げて、都道府県も市町村も今の最重点課題がこの子育て支援ということを改めて思ってきたところです。

ただ、初めて見る方がこの新聞読んでも中々理解できないなというのが私の印象でした。

多賀城市も、少子化対策というのは最重点課題だということで取り組んでいただいているところでございます。今日の審議事項も盛りだくさんですので、審議のほうをよろしく願いいたします。

2 議事

○会長 それでは議事に入らせていただきます。

審議事項の1番、第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

(1) -① 第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について

資料1に基づき事務局が説明

【質疑・意見交換】

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から第二期の次世代育成支援行動計画の骨子案について説明がございました。今回3件の議題がありますが、非常に重要な3件でございますので、審議事項の一つずつ、皆様から質問やご意見いただいきたいと思っております。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見を頂戴したいと思っておりますが、その前に、先程11月7日までにキャッチフレーズを事務局までお寄せくださいというお話がありましたが、基本理念についてもでしょうか。それとも、基本理念は事務局でつくるので、委員の皆さんからはキャッチフレーズの案のみをいただきたいということでしょうか。

○事務局 どちらもお願いします。

○会長 わかりました。それでは11月7日までに、委員の皆様におかれましては、資料1の24ページの上から2行目で基本理念を何々と設定しますと書いてありますので、その基本理念とキャッチフレーズについて、ぜひ案をお寄せいただくとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの1つ目の議案についてご質問やご意見を頂戴したいと思います。

30ページ以降の基本方針に、今回は計画掲載イメージという形で書いてありますけれども、本日いろいろご意見いただいて、取り入れられるようなことをここに書いていくというイメージになると思います。

例えば、これまでの会議でよく家庭の教育の話が出ていたと思いますが。

○事務局 家庭教育の重要性というのは、33ページの計画の推進体制の中で、今回はイメージの図とちょっとした文章しか書いていませんが、ここに家庭というのはどのような役割を担っているもので、地域というのはこのような役割を担っているのかなど、期待する役割を主体別に書き込みたいと思っています。

○委員 24ページの基本的な考え方ですが、この中に、一人一人が未来をつくるかけがえのない存在であるとか、全ての子ども一人一人の安全・安心と健やかな成長をひとしく保障することなどと書いてございます。市としても、今度の新しいプランというものをどうされていくか、非常に苦勞されているのではないかなと思います。

というのは、人間を育てるということに対する政府の方針が、根本的に間違っているからです。ですので、それを実行していくということで市は大変苦勞されているのではないかなと思いつつ、少し意見を言わせていただきたいと思っています。悠久の歴史を活かしながらとそこに書いてありますが、昔は家庭というものが社会をつくる、国をつくるベースになっていたと思います。そうすると、ベースとなる家庭というものを大事にするということであるならば、現在の崩壊している家庭をどう立て直すかという仕事があると思います。この仕事をどのようにこれから進めていかれるのかなというふうに思います。

1カ月か2カ月くらい前に、小学生だったか中学生だったか定かでないのですが、学校から帰ってきて、家に誰もいないから外出して、その様子を見ていた一人の男の人がその子を誘拐して、殺害してしまったという事件がありました。その後に新聞か何かに載っていたのですが、結局その子どもは、うちへ帰っても誰もいないから寂しい。空っぽだから、空っぽであるからこそ何かを、自分の気持ちを満たすための行動を起こす。それが外出だったのではないかなということでした。

それから、こういう記事もあります。透明人間になったら何をしたいですかと先生が6年生の卒業生に作文を書かせところ、透明人間になったら人を殺したい、強盗したいというふうなことを答えているのです。何故このようなことが生まれているかという、結局は家庭でどのように子どもを育てたいかということ親が考えていないからではないかなと思います。そのようなしつけがなされておらず、経済の発展のままに大人も子どもも、流されているのではない

かと思えます。そういったことから、そのような子どもが生まれていると思えます。だから、家庭というものをしっかりつくらなくてはいけないのではないかなと思えます。

家庭というものをどうやって大事にしていくのかなということ、24ページを見ながらお話ししていますけれども、先ほどの33ページでも考えなければならないことではないかなというふうに思っております。

生き方の基本は家庭だと思います。その中でも特に、0歳から3歳までがキーポイントだと思います。このときに育った感情というものは一生変えることができない、理性でもコントロールできないものです。だから、これをとても大事にしなくてはいけないので、家庭が本当に楽しいものになっていかなくてはならないと思えます。

それから、もう一つ例をお話ししますと、うちに孫が4人いて、2人は小学生で、1人が中学2年生なのですが、家に友達が遊びに来ます。その遊びに来る子どもたちが時々口にするのは、家におじいちゃんもおばあちゃんも居ていいねという言葉をよく言います。家にいても寂しいから遊びに来るのだらうなと思えますが、そこで小学生と中学生がごちゃごちゃになって遊んでいます。それもいい光景です。そのようにして満たされようとする行為だと私は思っています。

家庭に帰って、お父さんやお母さんにお帰りなさいと言われて、なんて声をかけられるかなという楽しみがあったりすることによって、家庭に定着する子どもになって、犯罪の防止にもつながっていくのではないかなと思えます。

ですので、この先人の悠久の歴史を活かしたということ、先人の受け継いだ悠久の歴史というのを、簡単に受け流さないで、現状の生活に照らし合わせてみたらどうかと思えます。

それから、家庭が崩壊しているという背景があることを考えて、子ども・子育て支援、幼稚園、そのようなところで、いかに子どもたちを健全に育てていくかということを考えていかなければいけないと思っております。そういう意味でお配りした文章をつくったわけですが、内閣府では、幼児や子どもの教育を質の高いものにしたいという考え方でありました。それも質の高いということが画一的ではだめなので、地方にそれは任せると言っています。たしか8月25日ごろの記事だったと思えますが、8月6日の内閣府の支援法に基づく指針にそう出ております。

質を高めるということについては、いろいろな方法がありますが、結局は人間の体と同じで、いろいろな臓器やいろいろなものが集まって一つの健康な体というのができると同じように、幼稚園があり、そして保育所があり、託児所があったりして、一つの教育というものが健全に

なされていくものではないかなと思います。そのためにはお互いの協力ということが絶対必要なことです。

そのように全体的なことを考えてやっていく、その中でも幼稚園や保育所などで、質を高めるためにどうしたらいいかということ、そのために質を高めるということ、感情を豊かにすることを目指して教育をする。それから、感性を高めることを目指して教育をする。この感情と感性が混ぜこぜになっている方が結構います。

感情というものは、その人の喜んだ心、気持ち、それから悲しんだ気持ちで過去形です。悲しんだ、喜んだという現在進行形から過去形に至る気持ちです。感性というのは、悲しいな、苦しいな、楽しいなということを感じ取る力。これが感性です。感じ取る力というものです。

ですから、この感性というもの、感じる取る力というのは、知識や言葉では絶対育たないものです。必ず環境と体験からしか育たないものです。だから、そういう感性を高めるためにどうしたらいいのか。感情を豊かにするためにはいろいろなことを体験させなくてははいけない。悲しいということを経験し、感じる。それを感じ取ったならば、それをどのように乗り越えさせていくかという、今度は指導があります。そうやって乗り越えたとき、感情が豊かになっていくという関係です。

そういったことから、助け合わなければ生活ができないことを体験させる。要するに、よく絆ということを言いますが、私たちの生活が豊かになってしまい、人と人とが助け合うということを感じなくても、実際は支えられているということです。自然の状態の中で支えられているということを忘れてしまっている。

けれども、東日本大震災があったとき、一人では生きていけないという状況に陥って、そして救われた人がたくさんいます。キャッスルホテルに救い上げられたとか、あの周辺の2階建ての家に助け上げられたということがありました。そして、低体温になった人がぶるぶる震えているときに、隣の人が自分の着ている上着を着せてあげたり、それから、その家にあるものを全て出してきて、着がえさせて暖をとったりして、弱り切った人間一人ではもうどうにもならなかったと思います。

絆というものがいかに大事かということを経験して、皆さんは生かされて生きているということについて、それで知ってきたわけです。体験をすることによっていろんなことを学んでいくということ知ったと思います。そして、この3つの目標をしっかり持って、将来、建設的な力を発揮して生きていく子どもにしていく、そうしないと、平気で人を殺すなんていうことが簡単に行われていってしまいます。その代表的なのがオウム真理教だったと思います。孤独な

人間がやった非常に凄惨な行為だったと思います。

3つの目標を達成させるために、教育のためのカリキュラムをしっかりとつくることが重要だと思います。保育士は保育士なりの指導の基本的なものがあると思いますけれども、そういったものをきちんとつくっていくということ。それから、研修を強化しなければならないということ。教員または保育士の指導技術の研修の強化を図って、教師自身の資質の向上を図るということ、これが大事だと思いますし、地域型の保育を目指すために、大小さまざまな保育所や幼稚園の交流、研修をしたり情報交換をするということ。これが大事なことではないかと思います。公立だから私立だからとかというふうなことは、その境を取り払って、そういったことをしなければならないと思っています。

それから、自分たちの置かれている教育環境を見直し、改善する心がけを常に持っているということ、これも大事なことではないかと思います。このようにして、目標を実現するための努力をするということが重要だと思います。

それから、お渡しした資料の（4）番、教育・養育環境の整備充実が大切です。心は環境に従って転ずるということがありますように、環境がどうであるかということによって、子どもはその環境に影響を受けて成長していくということです。非常に雰囲気の良い環境であれば、子どもは明るい心を持って友達と遊んだりするでしょうし、互いに協力する行動もすぐ出てくるとは思います。それが暗い環境だと、子どもの気持ちは沈んでいってしまいます。ですので、心は環境に従って転ずるということも重視しなくてはいけないと思います。

そのために、例えば運動場の広さなどもそうでしょうし、曇天のときの遊び場を満たす環境や、教材、教具、最低限度の玩具類など必要ですし、人的環境、チームワークが悪い人たちがいくら頑張っても子どもを育てようとしても駄目だと思います。人的環境なども考慮しなければいけないと思います。

それから、処遇、待遇の改善と工夫、時の流れとともに政治、経済、文化、が次々に変化していきます。それに従って、先生方の考えや希望がどんどん変わってきます。改善できるところは改善して、協力していただくところは協力していただき、教職員の和と和を大事に、和というのは絆です、それから、もう一つの和は和むということです。いたわって手をつなぐということへ発展していくのです。和と和を大事にしていくことが教育の効果を高めるということです。

それから、家庭との連携を図る、特に、これだけではないのですが、特に0歳から2歳まで3年間に力を入れていかないと、子ども放りだしたまま家庭に置くことになってしまい、とて

も問題だと思います。とにかく家庭と連携をとって、子どもが家に帰るのが嫌だとか、そのようなことにならないようにしていただきたいと思っています。

防犯活動をやっておりますので、時々周りを回って歩いて、ある交差点のところに、よく3カ所ほど中学生や小学生が集まっているところがあるのですが、そこに車を降りていったら、私の車の中に、市からいただいた防犯のステッカーが張ってあるのを見て、構えるんですね。何もしないよと降りて行って、どうしてこんな時間に集まっているの、もうそろそろ7時になるでしょう、帰ったらいいじゃないのと言うと、家へ行っても誰もいないから友達と話していたほうが楽しいと言うのです。そのような状態があります。これも問題だと思います。ですので、家庭がどうなっているかということを理解しながら、連携を図っていくことが必要ではないかということです。

それから、地域の預かり保育を大切にすることです。子どもが生活リズムを狂わせて、思わぬ方向に進む原因の一つは、誰もいない家に帰ることから始まっていると思います。心に寂しさが走り、テレビやスマホに解決を求めるたり外出するということの防止も考えなければならぬと資料に書きましたが、預かり保育というものも軽んじられないと思います。これは公立、私立にかかわらず、全体でこの預かりというのを考えて、ここでも質を落とさないようにすることが大事だと思います。

この質を高めるということは、幼児の教育、保育、養育は人類社会に役立つ人間の基礎づくりであることをしっかり捉え、教育、保育の目標を持ち、人間の基礎づくりのためにいかに物的環境、精神的環境、心を捉えた活動環境、人的関係を豊かにするかなどを実践して行って、質の高い教育、保育をして、つながっていくことが大事であるということです。そのようなことを補ってこそ、初めて質を高めることができるのであって、質を高めるための特別な指導の方法はないのです。そのように、前回の話で質を高めるということをお聞きしましたが、回答が出てこなかったわけです。

ですので、それを確認する意味で、今回このように資料にまとめてきたわけですが、これがベターなのではなくて、このような方法をまず捉えて、質の高い地域の教育というのはどうしたらいいかということ、地域に合ったものをつくり出したほうがいいのではないと思ひまして、話をさせていただいたわけですが。

とにかく基本理念の中で子どもをいかに救い上げて、そして正しく指導していくかということ、それを忘れてはならないのではないかなと思っています。

以上、ちょっと考えていることとお話しさせていただきました。長い時間失礼いたしました。

○会長 ありがとうございます。

委員から、質の高い保育についてということで具体案をご提示していただいたわけですが、今日は時間の関係もごございますので、この中身について議論する時間は取れないのですが、委員の皆さんには、今回、先ほど事務局から提示いただいた骨子案の、例えば展開ですとか施策の展開、全体の構成などについてのご意見をいただきたいと思います。

今、委員からご説明あったのは、例えば26ページの基本方針を見ていきますと、基本方針の1 子どもの心身の健やかな成長を支えるという基本施策の1番に、幼児期の教育・保育の充実と書いてあるのですが、委員の今ご説明をお聞きすると、幼児期の教育・保育の充実というところに、保育の質の向上を入れるべきだということであったと思います。

○委員 質の向上を図る、そうです。

○会長 ここに、例えば保育の充実ということだけではなくて、保育の充実と保育の質の向上と入れるべきではないかと私は思ったのですが。

○委員 私もそう願います。

○会長 そのような話で、例えばこういった構成、基本施策をこうしたほうがよいのではないかといったご意見をいただければと思います。

例えば、事務局からの先程の説明で、子ども・子育てを地域全体で支えていくというイメージですという話がありましたが、例えば28ページを開いていただくと、1-4のところに発達支援や障害児支援の充実ということがあり、健康づくりの支援、相談・療育体制の充実、障害者福祉サービスの充実と書いてありますが、これは、どちらかというと当事者に向けたことが書かれていて、地域全体で支えていくということを考えると、例えば小さいときからのノーマライゼーションという心を育むためには、よく地域福祉の計画の中だと、福祉教育という言葉が入れています。当事者だけではなくて地域でもそういった教育を行い、そこで育つ子どもたちがごく自然にノーマライゼーションを学んでいて、障がいを持ったお子さんだったり高齢者の方たちと一緒にいるのが当たり前という環境をつくるために、そうやって視点も検討していただけたるとよいのかなと、この体系を見ていて感じました。

皆さんもそれぞれのお立場で、ここにはこのようなものがあつたら良いのではないかとか、これは違うのではないかとかというようなご意見をいただけるとありがたいと思います。

○委員 先程話に出ました、質を高める教育・保育の目標というところで、それが小学校にどのように繋がっていくのかなということを考えながら聞かせていただきました。

その際に、小学校に入学する段階で、先程委員がおっしゃっていたものをしっかり持ってい

る子どもであれば、間違いなく小学校でよりいいもの、より高いものを目指して生活できる子どもになるのだろうと感じさせていただきました。

実際子どもたちの様子を見ていて、また今のお話を聞いていて一番感じたのが、一つは、何か困っている保護者に対して、何かの支援をしましょうという、保護者にとって受け身的なものは、大分手厚くなっているかと思います。

そうではなくて、一般的に、子どもの将来のためには、今こういうことが大事ですよというのを、相談などに来る人だけではなくて、親全体にその時期その時期で、考えさせていく機会というのも盛り込めたらいいのかなと感じました。

というのは、先程から話しに出ているように、やはり重要なのは家庭だと思います。時代に振り回されているところも大分あって、スマートホンが普及してきて、授乳しながらスマートホンをやっているという話を聞きます。そうすれば当然授乳の際に子どもと目が合わないということになり、その子が将来どうなるかというのが大体見えていると思います。そういう親に対して、授乳のときは子どもとこういう接し方をしていけないと将来このようになりますよというような教育ができる機会を、学校なり保育所、幼稚園だけではなくて、全体としての親の方に話す機会をもっと設定していけるといいのかなと感じました。

○会長 そうすると、例えば資料28ページの体系がありますが、今のご意見をお聞きしますと、幼児期の教育・保育の充実という項目があるのですが、ここでいう幼児期の教育や保育の充実というのはあくまでも幼稚園や保育園での話しですので、その前の段階で、例えば家庭での教育など、幼児期になる前の段階の支援施策を一つ入れるべきではないかということになるかと思っています。

○委員 現在、宮城県の生涯学習課が行っている家庭教育推進チームと子育てサポーターリーダーの養成講座の研修を受けていて、県がつくっている親の道しるべという、親になるための勉強から、赤ちゃんが生まれた後、高校生になったときに、思春期になってどのように避妊をすればいいかなど、10段階の講義のプランがあり、そのファシリテーター役をするべく、現在、研修を受けています。

今現在、ファミリーサポートセンターの協力員4名がそこに出席してしまして、多賀城市ではまだ家庭教育推進チームというのが発足されていないので、そのような動きがないのですが、他の市町村では、妊婦健診や就学時検診、また小学校から高校までずっと出前講座ということで、私たちファシリテーターが出席して、そこで子どもたちに親になるためにはこんなことがあるんだよとか、実際に妊婦の疑似体験をして、妊婦がどんなに大変であるとか、赤ちゃんの

人形を使いながら講演会を開いたりなどして、少しずつ小学生のときから、親になるための教育をしていくというのが県の方向性として出ていますので、それを実際に多賀城市のほうでも、妊婦健診からいろいろな健診のときに活用すると、親への教育ができるのではないかなと思います。前回10月の研修の際は、多賀城市のほうは教育委員会と保健福祉部が担当ということでしたが、出席されていませんでしたので、ぜひ次回の研修には出席してほしいと県の方とは話をしていました。そのときにぜひこの家庭教育推進チームというのを私たち子育てサポーターリーダーと教育委員会、保健福祉部で発足をさせて、来年度からはいろいろなところで親への講演会とか子どもたちへの講義という形で、親になるための教育ということもやっていけたらいいのではないかなと考えています。

○会長 そうすると、家庭教育の支援とか、何かそういうことが入るといいと思います。

○事務局 家庭がすごく大事であるという話を受けておりましたので、基本方針3の安心して子ども生み育てることができる環境をつくるというところで、家庭が主体だという話をここで網羅したいと思っております。

○会長 ただ、皆さんの意見をお聞きすると、やはり家庭での教育ということをもっと見える形で入れ込んで欲しいというのが、委員の皆さんの意見だと思います。

基本方針3を見ると、確かに子育て家庭に優しい生活環境の整備とあって、良質な生活環境の確保とか安全・安心なまちづくりの推進と書いてあるのですが、例えば家庭での教育をどう支援していくかということがもう少しわかるようなかたちで入れ込んでいただくとか、そういうことが必要かもしれません。

○委員 そうですね。それは非常に難しいことかもしれません。難しいというのは、国のほうでお母さんたちを駆り出して労働力にしたいという考え方がありますので、家庭を空っぽにするということですから、そこで感情の豊かな家庭、温かい家庭にするということはかなり矛盾した世界だと思います。

ですので、それをどうやって乗り越えるかということが非常に大事なことだと思います。それを乗り越えるための策というものを考え出さなくてはいけないような気がいたします。どうしたらいいのかと思います。

○委員 言葉が足りないかもしれませんが、両親そろっていない片親の家庭、母子家庭の子どもさんでも、しっかり考え持ってきちんとした生活している子どもはいっぱいいます。ですから、母子家庭だからどうのこうのということではなくて、親の子育てに対する意識が一番大事だと思います。

ところが、子育てに対する意識が、昔だと近所の人が教えてくれたり、おじいちゃん、おばあちゃんがかわりに担ってくださったりというようなことで、家庭なり地域で自然に学べていたものが、今はどうしても生活のほうの方が忙しいという方や、子どもの接し方がわからないという親が増えてきているのかなと思います。そのようなことがあって色々な問題が出てきているのかなと思うので、だとすれば、その地域なり、おじいちゃん、おばあちゃんなりが今まで自然とやってくれたようなことを、この会議で立ち上げたものの中の施策の一つとして、計画的にやっていければ、保護者の意識が多少なりとも変わって行って、それが子どもにいい影響を与えるのかなと思います。

○会長 この計画には具体的施策までは入れられないのですが、そういった可能性を含めて、どこかに家庭での教育をどう支援していくかというようなものが入っていれば、皆さんよりいただいた意見は、基本施策のここで考えていますというようなお話が、委員の方だけではなくて市民の方にもできると思います。ですので、家庭での教育をどのように支援するというのをどこかに入れていただけるとよいと思います。

○事務局 この場でここに入れますと回答はできませんが、検討させていただきます。

○会長 次回まで検討いただいて、どこかに入れていただけるとよいと思います。

それから、先ほど事務局のほうから、33ページのところで、それぞれの立場でどういった取り組みができるか意見をいただきたいというお話がございました。これは次回でよろしいでしょうか。

○事務局 次回までに、こちらでこんなことを期待したいということ、主体別に案を書き込んでまいりますので、それについてご意見をいただければと思います。

○会長 期待したいということは、それぞれの立場で担う役割的なことですよね。そうすると、地域全体による支援というこのタイトルはちょっと違うと思います。役割を書くのであれば、役割と支援などの言葉を入れる必要があると思います。

○事務局 そうですね。

○会長 でないと意見もいただけないと思います。

それから、今の話を伺っていて、33ページの図の真ん中にあるのが子ども・子育て家庭となっていて、子ども・子育て家庭は一方的に支援を受けるという形に見えてしまいます。皆さんの話を伺っていて、家庭でどのように教育していくかということを考えると、ここは、子ども・子育て家庭というのが支援を一方的に受ける立場ということではなくて、家庭での役割もここにあるということを書いたほうがよいと思います。家庭での役割、それからほかの立場の

役割があつて、こういう形で支援をしていくということを、市民や子育てしている家庭に意識してもらえるように、書かれるとよいと思います。

○事務局 そのとおりだと思います。子育て家庭だけではなくて、子育ては地域全体で支援していくものということをイメージとしてわかりやすいように、暫定的に入れさせていただいた図なのですが、意見をいただいたとおりだと思いますので修正していきたいと思います。

○会長 そうすると、家庭の役割はこうで、だからこう支援するというように、お互い、当事者も役割が明確になると意識づけができて、皆さんおっしゃるように、親への支援をどうするのか、自分たちがどうあるべきかということが考えられると思います。

その他、皆さんいかがでしょうか。

○委員 皆さんのご意見伺っていて、賛同するところが多かったです。国の施策としても、量の拡充だけではなくて支援の質の向上ということをやっていますので、基本的にはそれを目指してやっっていこうということだと思います。

委員の皆さんのご意見や、あるいは会長さんのご提案を伺っていると、親も子もサービスを受ける側として受け身ではなくて、自分たちが子育てをもっと主体となってやっていく必要がある、そのための教育も大事ではないかというご意見だったと思います。資料の第4章の施策の展開の中で、幼児期の教育・保育の充実の前に、親御さんたちの教育ということも重要なのではないか、お母さんになったばかりの人たちの教育というようなことも重要なのではないかというご意見に対して、市のほうでは、1の3の(2)家庭の教育力の向上などでうたっっていこうとされていたのかもしれませんが、その辺のバランスが上手にとれるといいのかなと思いました。

今いただいた意見をどこに入れていくのかということや、あるいは29ページ基本方針4の中の保育サービスの充実といったときに、待機児童を早く解消しましょうという量的サービスの充実、あるいは夜遅くまで面倒を見ましょうというところに力がいきがちですが、量的サービスだけではなくて質的サービスの向上も多賀城市としては力をいれていくということを手に入たいながら、なおかつ、親御さんたちはサービスを受ける立場ばかりではなく、自分たちが主体として子育てをしていくものですよということを盛り込んでいければいいと思います。

何か講座をたくさん開きましょう、講座に出てきてください、3カ月健診のときに講座しますよと言うと、それもまた受け身になっていってしまうので、それが主体として、子育てすることは楽しいし、すてきな体験なんだということが体験できるようなことをして、親御さんたち自身の意識改革を推進するということが盛り込まれていくといいのかなと思いました。

○委員 今は、全てがしてもらおうという意識です。それが成果になっているから目が開かないんです。

○委員 そうですね。実感として、やはり子ども育てるといのは楽しいという気持ちになっていくような、講座をたくさん開いて、図式として学んでいくことも一方で大事ですが、そうではなくて、委員が幼児期は体験が大事だとおっしゃいましたけれども、親御さんたちも子育ては楽しいという体験があってこそ、いい子育てをしていきたいとなっていくのかなと思います。そのシステムや制度をどのようにしていくのかということも、私たちは考えていかなければならないと思います。

○会長 ありがとうございます。

皆さんのお話の中で、いい着地点が見えてきたような気がいたします。事務局は次回までこの施策の展開などに、きょうの意見を反映させていただいて、それから、皆さんには11月7日まで、基本理念とキャッチフレーズのご意見を事務局までいただきたいと思います。それから、33ページのそれぞれの役割などについて、次回、ご意見を頂戴したいということにさせていただいて、この骨子案の説明について、もっとご意見があるかと思っておりますけれども、今日伝え足りなかった分は事務局に連絡していただくということにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<はいの声。>

○会長 ありがとうございます。

それでは、1つ目の議案は皆さんの同意を得られたということで、追加分については11月7日まで、キャッチフレーズと一緒にご意見をお願いいたします。

それでは、2番目の審議事項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、事務局から説明をお願いします。

(1) ー② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

資料2に基づき事務局が説明

【質疑・意見交換】

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について説明をいただきました。意見募集については10月16日までで終えており、5者から意見があったということです。意見は全て時間の延長に関する共通の要望だったということでございました。これは次の議案にも関連してくるかと思っておりますけれども、5件の意見がありましたとい

うことでした。

それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見等ございますでしょうか。

例えば4ページのウで、職員の資質の向上というところの3番目が、義務から努力義務になったという説明がありましたけれども、そうすると研修の機会を確保しなければならないという義務的なものではなくて、確保するよう努めなければならないと、そのように変わるということですか。

○事務局 そうです。ただし、項目2番で包括的に確保しなければならないという義務を課しておりますので、多賀城市で3番目を設けたのは、特に補助者に対して資格を取れるよう配慮して欲しいという上乗せの規定になっておりますから、ここが義務になっていなくても前段で義務と読めます。それを特出ししたと捉えていただければと思います。

○会長 そうすると、これは確保しなければならないという義務のままではよろしいということですか。

○事務局 3番目は機会を確保するよう努めなければならないとなりますけれども、その前の2番目で、包括的には既に義務づけされております。特別に項目出しをしたという意図でその3番目つくったということでご理解いただければと思います。

○会長 わかりました。

そのほか皆さんいかがでしょうか。

○委員 イの非常災害対策のところですが、4番以降が努力義務になっているのですけれども、連絡体制などの整備というのは、まず1番重要なことかなと思います。

非常食については努力義務でもそれはよろしいのかなと思いますが、連絡などの安全確保の部分は、児童保育をお願いする立場でも、そういうところがしっかりしているところをもって安心できることなので、特に多賀城市は減災都市宣言もされていますので、少し強目にルール化していただけたほうがより安心かなと感じました。

○会長 事務局いかがですか。

○事務局 実質的にはそのように指導していきたいと思いますが、なぜ努力義務にしているかと言いますと、他のいろいろな施設に関する災害の非常対策についても、今年、条例でつくっております。一番大きな影響があると思われるのが認可保育所に対するものですけれども、ご存じのとおり、認可保育所は県の認可になっております。県ではそれらを努力義務にしており、義務にはしていません。そのこととの整合性を図って努力義務というふうにさせていただいています。これは法令上の仕組みのバランスをとったものですが、市で基準をつくって努力義務

ということになりました。今のは多賀城市が直営で実施している事業しかございません。ですので、市では努力義務でも必ず備えることとなりますので、今後、新規の方々が参入される場合は、災害対策に意を配するように指導していきたいと思っております。

○会長 よろしいですか。

○委員 会社の訓練でも、最初は連絡から始まりますので、何かその訓練の部分がちょっと抜けているかなと思いました。でも、県との整合性ということが大事なのであれば、指導の中でやっていただけるということで了解しました。

○会長 そうですね。委員のお話もごもっともです。整合性というのもしっかりあるのだろうとは思いますが、基本的には努力義務になっているものの、実質的には義務的に指導されるということだと理解させていただいてよろしいですか。

○事務局 資料の4ページで、国で定めていないものをプラスしているということがご覧いただけると思うのですが、これは市の条例として独自に決めるもので、情報を得ている段階では、県内の他自治体では、この規定は設けていないようです。これは先ほどおっしゃっていただいたように、減災都市宣言をしている関係で特出しをしたというように捉えていただければと思います。

○事務局 努力義務と書くことによって、逆にマイナスなイメージになっているかもしれません。

○会長 そうすると、そうとられないように、この表の見方として、例えば国の省令にないので丸がついているものは、多賀城市が独自に定めているものということがわかるように書くといいと思います。これは国でさえ義務化していないことを、多賀城市が独自に規定しているということ、分かるように注意書きしたらいかがでしょうか。

○事務局 条例上に書き込むのは難しいのですが、保護者の皆さんに周知をする場合は、そのように強調していきたいと思っております。

○会長 きちんと書くのは難しいということですが、この計画は多賀城市役所の中だけの話ではなくて、公開されるものですから、市民の方が見て分かるように、せつかく独自でつくったのにマイナスイメージを与えるのもいけないことですから、何か書ける範囲で書いていただけるといいと思います。0

印を変えて星印にするなど、何か工夫していただけるといいと思います。

そのほか皆さんいかがでしょうか。

○委員 エの記録の保存なのですが、2番目の保存年限を5年にするといったときに、6年生

まで対象範囲が広がった場合、1年生の子が6年生になる時点で記録の保存はなくなるわけですよ。それで差し支えないのかどうかだけ教えてください。

○事務局 こちらの保存年限ですけれども、そのお子さんに関しての全てが完了した時点から5年間という考え方になります。

○委員 そういう意味合いですね。わかりました。ありがとうございます。

○会長 その他いかがでしょうか。

○委員 8ページの設置の基準のところ、専用区画の面積が児童1人当たり概ね1.65平米というのは、畳1枚分です。子どもの専用区画面積というのはそんなものなのですか。

例えば六畳だったら6人が預かり保育できるというくらいの大きさという感じで、建物が小さくても、子どもを沢山預かれるというようになってしまうということですか。

○事務局 1.65平米の算出の部分に関しましては、保育所の5歳児さんと基本的には同じぐらいです。保育所も0歳児のほうが5歳児よりも平米数が多いのですが、それはなぜかと言うと、5歳児は建物の中にいる間はある程度おとなしくしていただけるからです。そのかわり外に出て遊ぶので、3、4、5歳児がいる保育所に関しては、園庭の基準があります。

留守家庭の場合ですと、基本的には学校近辺や児童館と一緒にっておりますので、外で遊ぶ環境が整っております。一生懸命遊ぶときは外で遊ぶ、中に入ったときはおとなしく遊ぶというような意味合いでの平米数ですので、一人が一生懸命遊ぶときに足りる面積だという意味ではございません。

○委員 1人当たり畳1枚分と思ったときに、小さいと感じました。確かに外に遊びにいったときに大いに遊んで、中に来たらおとなしくというのは分からなくはないのですが、中にいるときにすごく密度が高いと感じて、もう少し面積が必要なのかなと思いました。確かに預かり保育の人数や場所の制限もある程度出てくるのでやむを得ないと思うのですが、少し小さいなと感じました。

○事務局 それでも多分、学校の1人当たりの面積より大きいと思います。これは登録している児童1人当たりなので、実際、教室に来ている子どもさんの面積ではないんです。

ですので、例えば50人登録していても、毎日来る方が6割から7割というそういう実情もございませぬ。

○委員 全員来ないというイメージですか。

○事務局 だからというわけではないのですが、5歳児さんぐらいの平米数は最低限必要だという最低基準として定めております。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 その他。いかがでしょうか。

これは、意見募集についてということで、この基準で意見を求めたということになるかどうかと思います。この件はご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

<はいの声。>

それでは、次に3番目の審議事項で、量の見込みと確保の方策について、事務局からお願いします。

(1) -③ 量の見込みと確保の方策について

資料3に基づき事務局が説明

○会長 ありがとうございます。

事務局から量の見込みと確保の方策について、現状に即した形で量を修正したということでした。それから委員の皆様からいただいた内容、先ほどの2番目の放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準についての意見の募集で出された5件の意見も反映していくというお話もございました。

あとは、前回会議後に委員から出されたショートステイに関するご意見についての説明もいただきました。委員の皆様からご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○委員 放課後児童健全育成事業のことなのですが、空き教室を利用したいというお話でしたが、子どもの雰囲気というのを考えたときに、放課後の場というのはやはり家庭的な環境であることが必要だろうと思うのですが、空き教室を利用するときに、そこで何らかの工夫が必要になってくるのかなと思います。もしくは、なるべく空き教室を利用しないのできるような方策というのがあるのかどうかを伺えたらと思います。

また保育所なども一緒だと思うのですが、職員の確保の問題がすごく重要視されているということがお話を聞いてわかったのですが、今はパートの形で職員を募集して、時給制で雇っている状況だと思います。でも、色々な国家資格を取って、児童厚生員の職種につきたいと思っている学生たちがたくさんいます。ただ、そういったパートのような条件では生活が成り立たないというところが実際の問題としてあると思います。

そういった中で、優秀な人材、きちんと子どものことを見てくれる人を、研修を積んできちんと養成して、その人たちの生活を守るような対策が、市として、私たちとしてとれる方法は何かないかなとすごく思っているのですが、皆さんのお話を伺えたらと思います。

○会長 職員確保イコール質の向上ということを含めて、今、委員からご意見がありましたが、

皆さんいかがでしょうか。

○委員 子どもが小学校のころに学童をお願いしていて、そのときの先生が、子どもたちが慣れてきて、親も慣れてきてというときに、期間が何年で決まっているので、もうやめなければいけないというお話をされていまして。今の話につながると思うのですが、もう少し、働いていただく方にも安定して、安心して働いていただけるような環境をつくっていただけると、より人員の確保などもしやすいのかと思います。

働いていただいている方々があと何年でやめなければいけないとか、そういう思いをされながら働くというのは、働いていただいている方にもあまり良い環境ではないと思うのが一つ、知り合いの人が、そこで働いてくれないかという電話が来たそうです。でも、その方というのは普通の主婦の方なので、そういった経験がない方なのですが、そういう方にお声がけをするくらいなのであれば、やはり専門的な方をもう少し探されたほうがいいのではないかと思います。

それともう一つ、この学童の量の見込みを見ると、やはりお願いしたいという方が結構いらっしゃるのですが、この方々というのは本当にサービスを必要とされている方々なのでしょうか。実際に仕事をされていない方でも、学童に預けられている方というのが、私が利用していたときもいらっしゃるって、書類というのはどうにでもなるようなところがあって、実際は学童に預けて遊ばれているお母さんとかが実際にいらっしゃいました。

本当は仕事をしたくて預けたいのだけれども、保育所も同じなのですが、預けたいのだけれども、そういう方々が預けていると預けることができないというのを、ずっと聞いたり見たりしてきました。もう少し審査を厳しくだったり、基準をもう少し明確にするとか、何かできる方法はないのかなとずっと思っていました。子どもを預けたいという方が、保育園、小学校の低学年、高学年というように、要望が増えていって、必要な場所だとは思いますが、だんだん子どもを家庭から離していくような場所の環境が整い過ぎていくというのも、と考えるのかなと思いました。

○会長 それでは、まずこの議案の量の見込みということについて、これについては現状に即した形で修正が行われましたという説明がありましたので、この量の見込みについては皆さんよろしいでしょうか。

<はいの声。>

ありがとうございます。

今、確保の方策に関係がしてくるところで、委員からご意見がありました。事務局いかが

でしょうか。

○事務局 まず、建物の整備については、今6つの学校に8つの学級を設置していますが、今回見込んだ量を確保するためには、倍以上の建物が必要となります。そうしますと、学校の中にプレハブが点々と建つことが本当にいいのかどうなのかという問題があります。

それから、お子さんの安全というものを考えると、できれば学校の中や近くにあって、登下校の際のロスがないほうがいいのではないかとことや、コストの面だったりを考慮して、学校施設を活用する方向で、教育委員会にも検討していただきました。

ただ、多賀城市はご承知のとおり、余り少子化ではないものですから、学校に空きがほとんどございません。ですので、今のところは2校ぐらい、それも1教室ずつしか活用出来ない実態です。ですが、倍以上の整備が必要という状況ですので、喜んで使わせていただきたいということで今調整を進めているところです。

もちろんそのときには改造をして、留守家庭児童学級にふさわしい環境も整えさせていただきます。他にも、例えばトイレの近いところとか、いろいろ配慮もしていますので、学校施設を使うときにも、余り心配のないように整備をしていきたいと思えます。

それから、生活の場所ということで、学校から離れたところが良いのではないかとのお話がありましたが、多賀城市の場合は、学校の近くに、例えば空き家などのしかるべき場所というのがなかなか見つけることが難しいので、その点からすると、学校内に建てる、もしくは学校を借りるという選択がよいのかなと私どもでは考えています。それ以外に、小規模で預かりいただけるところが、もしかしたら出てくる可能性がありますので、それについては、先ほどご審議をいただいた放課後児童健全育成事業の条例の中で、認可の事業者の方々や、NPOの方々などにもご参画いただけるような環境は整えさせていただくということになります。

それから、人の確保ですけれども、地方公務員法という法律がありまして、それに類する仕事をする方は正職員の4分の3の勤務時間でなければならない、それから5年未満でない臨時の職は任用してはならない、それ以上であれば正職員として任用しなければならないなど、いろいろな制約がありまして、やむを得ず非常勤職員として仕事をさせていただいております。働いていただいている方々については、私たちも委員の皆さんと同じ思いで見えておりますが、そのような条件ですので、なかなか長く働いていただくことも難しいという現状があります。

先ほど申し上げましたように、その現状を打破する一つの方策としては、例えば近隣市町村では結構やっていますが、運営自体を委託でお願いをする方法もあります。その事業者が人を自由に正職員などでお雇いをいただいて、それから創意工夫を加えながら運営を自主的にして

いく。もちろんそれは市の委託ですので、いろいろな決まり事をつくったり、指導したりということは入っていきますけれども、そのようなことができないかも今検討しております。

ほかの自治体の運営の状況も見させていただいている状況で、長く意欲のある方に、志を持って働いていただきたいというのは私どもも強く願うところです。

それから、入所に係る書類の関係ですけれども、これは留守家庭児童学級には定員がございませんので、仮にそういった就労されていない方が入っているからと言って入れないということはまずございません。保育所の場合は定員がありますので、もしかしたらそういうお話を聞いたことがあるかもしれませんが、私どもとしては、書類としてはきちんと証明書をついたものを取らせていただいて、これに虚偽の申告があった場合には、処分がありますということにさせていただきながら、お互いを信じて入所調整行っています。

○委員 学童保育は定員がなかったですか。

○事務局 定員は、先ほども申し上げたとおり、今は待機児童を出さないという方針で全員を受け入れております。

○委員 すみません、大分前の話だったので。

○事務局 多分最初からそうだったのではないと思いますけれども。

○委員 上の子たちのときはありました。

○事務局 そうでしたか。すみません、拡充していないときだったのかもしれませんが、あとは、例えば障がいを持つお子さんを受け入れる準備はあるのですが、特別な設備が必要なときには、お母さんの判断にお任せをして、受入れしないということが出てくる場合もあります。

書類につきましては、基準もございまして、審査もしております、日中親のいない家庭ということが留守家庭でも前提です。ですので、保育所に出されるような勤務証明書を留守家庭でも使わせていただいておりますが、実態が、もしかしたらそのようなことがあるのかもわかりませんが、事務的にはきちんと整えさせていただいております。

○会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員 すみません。留守家庭児童学級についてなのですが、現在預けているお母さんからの要望ということで、横のつながりが無いということをよくお聞きします。学校の担任の先生と指導員の先生との連携がとれていないので、学校であったことと学童であったこととの連絡が全然されていないとか、お母さんも踏まえて3者で本当は話し合いを持ちたいのに、そういうことはできないと断られてしまうということを知ったりもしていて、もっとつながりを持ちたいけれども難しいというお話を何回か聞いたことがあります。教育委員会と福祉で違うと思う

のですが、連絡ノートなどをつくっていく中で、3者が連携できるようになれば、問題を抱えるお子さんや発達障害のお子さんなどに対しても、うまく養育できるのかなと思います。

○会長 今の委員のお話については、量の見込みと量を確保するための方策ということではなくなりますので、ぜひ関係機関に、委員からお話があったご意見や、要望があるということをお伝えいただければありがたいと思います。よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

特になければ、それでは、量の見込みと確保の方策については皆様のご了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

<はいの声。>

ありがとうございます。

それでは、3つの審議事項については以上でございます。

4 閉会挨拶 副会長

委員の皆様には長時間にわたりまして審議をいただきましてありがとうございました。

ようやく多賀城市の子育てに関する計画の骨子ができてきて、ここからこの骨子にまさに肉をつけ、そして血を流していく、多賀城市らしいものをつくっていくということだと思えます。近隣の市町村も頑張ってそれぞれの計画を立てているところですが、まさにここからが多賀城市らしい、そして多賀城市は子育てしやすい市だねと、子どもたちに優しくお母さんたちに優しい市だねというところに磨きをかけていくことだと思えます。きょうの審議をもとに、事務局には更にご検討いただき、私たちも宿題も出されましたけれども、さらに良いものができ上がっていくように、ともに頑張っていきたいと思えます。

きょうは長時間にわたりまして審議いただきましてまことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、以上をもちまして第6回の多賀城市子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。